○経済産業省告示第十四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年二月五日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
株式会社大淀高圧	兵庫県尼崎市次屋三丁目六番二十七号	株式会社大淀高圧　兵庫県尼崎市次屋三丁目六番二十七号	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設の保安検査（ただし、製造設備が特殊高圧ガス係る製造施設及び特定圧縮水素スタンドである製造施設を除く）	福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成二十一年十一月三十日

○経済産業省告示第十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年二月五日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
ガス保安検査株式会社	前	西部事業所　兵庫県尼崎市久々知西町二丁目一番二十号
	後	西部事業所　兵庫県尼崎市次屋三丁目三番十三号

○国土交通省告示第六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年二月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

森兼川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

香川県東かがわ市与田山字森兼

三八九番二

三八九番三

三八九番四

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上日開谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を日開谷川左岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県東かがわ市五名

字東風原　一三七三番七地先河川敷　一号

一三七二番一地先河川敷　九号

字柳谷　一七八六番四　二号及び三号

一七八六番五　五号から八号まで

字滝ノ上　一七四六番一一　四号

一八二三番　十八号

一八二五番　十九号

一八一八番　二十号

一八一七番　二十一号

○国土交通省告示第六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十二年二月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下紙川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十三年建設省告示第千三十三号で指定した第三号に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域（平成十六年国土交通省告示第四十三号で指定した第四号に掲げる標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域を除く。）

静岡県掛川市西大渕字樹木ケ谷

五五五二番一　一号

五五五〇番二　二号

五五六九番一　三号

五五七三番一　四号

○防衛省告示第十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年二月五日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年三月一日から同年四月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日、祝日及び祝日振替休日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

津柳七の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を香東川左岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県木田郡三木町大字奥山

字井戸下甲　九八四番一地先河川敷　一号

九八三番一　二号

九八二番二　三号

九八一番　四号

九七二番　五号

九七〇番　六号

九六七番　八号

九五九番　九号

九五八番　十号

九二一番　十三号及び十四号

九一九番　十六号

九一二番三地先道路敷　十七号

二八六一番一　七号

二八三〇番　十一号

二八二八番　十二号

二八二〇番　十五号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中西東川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県さぬき市小田

字浦　一六〇二番二地先道路敷　一号

一六〇一番四　二号

一六〇一番三　三号

一五九八番　四号

一五九七番　五号

九九四番五　六号から八号まで

字奥ノ谷　九九四番一　九号から十一号まで

字中西　一八八一番五　十二号

一八八一番一　十三号

一八二一番一　十四号

一八二二番一　十五号から十七号まで